

平成 29 年度事業計画

社会福祉法人柏樹会

I. 基本方針

今年度から社会福祉法の改正に伴う「社会福祉法人制度改革」が施行されるので、役員一丸となって制度改革に取り組み柏樹会の運営に支障がきたさないように努めなければならない。

指定介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）、短期入所生活介護事業・介護予防短期入所生活介護事業（ショートステイ）、軽費老人ホーム（ケアハウス）、通所介護事業・介護予防通所介護事業（デイサービス）、訪問介護事業・介護予防訪問介護事業（ヘルパーステーション）及び居宅介護支援事業所は、老人福祉法及び社会福祉法並びに、介護保険法に於ける各々の事業の目的に則り、サービス提供者としての自覚を持ちご利用者並びにご家族の方々に満足していただけるサービスが提供できるよう、各々の事業を推進していくことに努める。本庄南地域包括支援センター業務は、地域の高齢者や家族の相談に乗ると共に地域包括ケアシステムにおける各業者間の業務連携を密に行なえるよう努める。生活困難者支援事業は、社会福祉協議会と連携を取りながら生活困難者支援業務を行う。全職員は各事業を推進していくために、福祉事業の目的を理解し、福祉施設職員として働く倫理観及び質の良いサービスが提供できるよう専門性の向上に努める。

法人の基本理念である「明るく楽しい暮らしを皆様と共に」を全員が実践することにより高齢者福祉の推進に寄与していく。

II. 運営の目標

1. 法人本部

(1) 理事会・評議員会の開催

- ・平成 28 年度事業報告・決算関連案件の審議
- ・平成 29 年度補正予算等の審議
- ・平成 30 年度事業計画・予算関連案件の審議
- ・社会福祉法人役員選任

(2) 監事会の開催

- ・平成 28 年度事業報告・決算関連案件の監査

2. 指定介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）シャローム 短期入所生活介護事業・介護予防短期入所生活介護（ショートステイ）シャローム

今年度も介護職員の処遇改善を行い、やりがいのある職場環境を構築していくこととする。介護福祉士の国家試験受験を希望する職員のサポートを重点的に行ないます。人員配置、勤務形態、組織の再確認を行ない業務

の効率化、安定化を図ると共に、介護現場の身体的負担の軽減にも努める。

施設入所希望者に対する優先入所基準の入所基準が今年度から要介護3以上に変更されたことにより、利用者個々に対する個別援助が益々重要になってきました。より一層専門性の高い介護技術及び医学的知識を含む知識の向上が求められる。また、生活の場として、利用者個々に適したサービスの提供ができるよう、サービス提供者としての自覚を持ち、利用者や家族の安心や満足感の得られるサービスの提供の向上を目指していかなければならない

職員数も増加したので職員教育に今年度も重点的に取り組み、職員の定着率の向上に努め、やりがいのある職場とする。

介護サービス計画（ケアプラン）の作成にあつては、介護支援専門員を中心に、運営会議等で個々の情報を集め、個々の利用者に適したサービスが提供できるよう、ケアプランの策定、実施、評価の見直し等の充実を図っていく。職員がケアプランの重要性を再認識し、ケアプランに沿った援助が的確に行なえるよう努力する。

入居者の介護度が重度化されたため、看護・介護職員が連携を取り合っ

て日々の援助を緊密に行えるよう努める。
職員で組織している、各委員会は利用者がこの施設での生活に自己満足が得られるようサポートしていくと共に、職員の技術向上の施設内研修の場として特に活用出来るよう努める。特に今年度は各委員会の活動が有意義な活動になるよう指導していく。

ショートステイ利用者に対しては、利用者及びその家族のニーズに応えるため、きめ細かな援助及びアセスメントの重視を行いサービス提供の充実

に努める。空床利用による利用者の増加も見込めるのでより一層生活援助方法が重要になってくる。

利用者の残存能力維持のため、機能訓練指導員を中心として個別機能訓練を重点的に行なう。
介護事故を未然に防ぐために、起こりうるリスクを事前に予測する力を蓄えることが大切である。事故対策委員会を中心とし、日ごろから事故防止について全員で自覚し、ヒヤリ・ハット報告書等を活用しながら、技術の向上に努めると共に内部研修を充実させる。身体拘束に対しても、職員全員が自覚し、施設理念に則り身体拘束を排除していくこととする。

施設内の感染予防も介護事故同様に、感染予防委員会を中心として、ノロウイルスやインフルエンザ等の感染予防対策に努める。看護職員を中心に介護職員と共に褥瘡予防を重点的に行うこととする。

職員研修は、内外研修を積極的に行い介護・看護技術の向上に努め、事故防止や利用者の日常生活への援助がスムーズに行えるように努める。

諸行事については、各行事担当者を中心に、年間事業計画に基づき実行

する。入居者の日常生活にメリハリができ、利用者に喜ばれるように努める。また地域の方々がより多くボランティアとして参加していただけるよう積極的にお願いすることに努める。

調理部門については、利用者の身体状態を常に把握し、それぞれのニーズに合った食事が提供できるよう、栄養士を中心としてきめ細かな対応をしていく。特別養護老人ホーム入居者は特に介護度が重度化しているため、食事摂取量、調理方法等を介護現場の職員と連携を密に取り合いながら進めて行く。経管栄養摂取者も増えているので、医師及び看護職員との連携を密にして栄養面についても細かな配慮を行なう。

利用者に喜ばれる食事方法として、バイキング方式の回数を増やすことや行事食を増やすことに心がける。

3. 軽費老人ホーム（ケアハウス）シャローム

施設開設20年目を迎え、より一層入所者の高齢化が目立つようになり、ADLの低下にともない介護保険サービス利用者も増加してきました。利用者の生活相談業務が重要となり、居宅介護支援事業者との連携をより一層密にして、利用者の日常生活の支援に努め、安心した生活ができるように支援する。支援業務の一環として、日常生活での各クラブ活動や諸行事の充実が課題としてあげられる。

調理部門は、利用者に喜ばれる食事方法として、バイキング方式の回数を増やすことや行事食を増やすことに心掛ける。入居者の年齢構成70歳台から90歳台までと多様に及ぶので、個々に合った食事を提供して行く。

入浴については、個々の身体機能レベルに応じ対応していくと共に、安全面に配慮することも大切である。

行事等については、特養と連携しながらボランティアの方々により多く参加していただけるよう努める。シャローム全体として開催する合同運動会、納涼祭等は、地域の方々との連携をとりながら実施して行く。

施設建物・備品等についても老朽化した部分もあるので、予算面について慎重に審議しなければならない。

毎年の課題ではあるが、多様な高齢者用住宅が増加してきたため、入居者の確保をどのように実行して行くか、真剣に考えなければならない。また、利用者が「ここに住んで良かった」と心から言ってもらえるような施設運営を今年度も目指して行きたい。

4. 通所介護事業・予防介護通所事業 シャロームデイサービスセンター

介護保険の在宅福祉サービス事業として、個々の利用者の支援に努め、各居宅介護支援事業所との連携を密にして、利用者が必要なサービスを受けながら地域社会で安心して生活ができるように支援していく。

理学療法士による機能訓練をより一層充実させて、事業所の特色を打ち出し利用者が豊かな日常生活が送れるように援助する。

利用者の確保に努力していかなければならない。

5. 在宅介護支援センター シャローム在宅介護支援センター

本庄市からの委託を受け本庄市の老人福祉事業の増進に寄与する。

6. 居宅介護支援センター シャローム居宅介護支援センター

介護保険の利用者への介護サービス計画作成事業者として、利用者の総合的な相談に応じ、介護サービス計画（ケアプラン）を作成し、利用者が地域の一員としてその人らしい自立した生活が送れるように支援していく。

介護保険サービス提供事業者等との連絡調整に努め、利用者が介護保険を適正に使用できるように援助する。

7. 訪問介護事業・介護予防訪問介護 シャロームヘルパーステーション

在宅福祉サービスの一環として、利用者の家庭に訪問して、要援助者要介護者に対し日常生活の全般にわたる援助を行う。

訪問介護職員に対しは、ケアプランに従い利用者が満足できるサービスを提供できるように、研修を行い技術向上に努める。また、利用者の開拓に全力を尽くすことも必要である。

通所介護事業同様に、いかにして利用者確保に努めるかも重要な課題である。

8. 地域包括支援センター事業 本庄南地域包括支援センターシャローム

本庄市からの委託業務として本庄南区域の高齢者や家族に対する総合相談業務、介護予防ケアマネジメント、権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメント等のサービスを提供する。

9. 生活困窮者に対する相談支援事業

第二種社会福祉事業である生活困窮者に対する相談支援事業を今年度も県社会福祉協議会と連携し事業を行なう。

Ⅲ. 利用者処遇について

1. 指定介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）、短期入所生活介護事業・予防介護短期入所生活介護事業（ショートステイ）

・サービスの内容

① 食事の提供

栄養士の立てる献立により、栄養並びに利用者の身体状況および嗜好

を考慮した食事を3食提供する。調理方法も入所者個々の生活レベルに合った調理方法とする。

食事時間は8時、12時、17時30分とし、家庭の雰囲気近づける。経管栄養摂取者も増加しているので、医師との連携を密にし、特別食に対する配慮を行なう。

② 入浴の提供

毎週2回以上入浴または清拭を行う。状態に応じ機械浴槽も利用するが、できるかぎり普通浴槽及び個人浴槽で入浴を行なうよう努力する。

入浴は原則として、月曜日から土曜日まで毎日行なう。

③ 介護

介護サービス計画に従い、日常生活全般（着替え、排泄、食事等）の援助、体位交換、シーツ交換、施設内の移動等利用者個々に適した援助を行う。

④ 機能訓練

利用者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復または、その減退を防止する訓練を行う。

⑤ 生活相談

利用者の日常の生活に関する相談・苦情や各種の生活相談に生活相談員が応じる。

⑥ 健康管理

嘱託医師による健康診療、健康相談サービス。看護職員による日常の健康チェック、投薬等を行う。また、経管栄養摂取利用者が増加しているので、医師、栄養士、看護師の連携を強化する。

⑦ 安全管理

行政手続の代行、日常費用の受入・支払代行管理、所持品等の保管等の事務サービスを希望者に提供する。

火災等非常時に備えて常に万全の管理体制を取れるように配慮するとともに、年2回の消防訓練を充実させ、職員の非常時に対する管理意識を高めていく。

⑧ レクリエーション・クラブ活動等

利用者の希望に応じ、レクリエーション・クラブ活動等を行う。地域の方々や、ボランティア等の協力を仰ぎ、地域との交流を増進して行く。

(2) ケアハウス

・ サービスの内容

① 食事の提供

栄養士の立てる献立により、栄養並びに入居者の身体状況および嗜好を考慮した食事を3食提供する。

ケアハウスは、在宅であることを忘れないで家庭に近い状態で食べていただけるよう努める。

② 入浴の提供

毎日定められた時間に入居者が入浴できるように準備する。入居者の身体状況に応じてデイサービスと連携を取り合い入浴をしていただく。

③ 生活相談・助言

入居者の各種の生活相談に応じ、適切な助言と必要に応じて関係機関の紹介等の援助をする。

④ 緊急時の対応

入居者の緊急の疾病に対応する。また、火災等非常時に備えて常に万全の管理体制を取れるように配慮すると共に、避難訓練を充実させ、入居者にも日々の生活の中で特に火災に対する注意を喚起していく。

(3) 通所介護事業・介護予防通所事業（デイサービス）

・ サービスの内容

通所介護計画に基づき利用者の機能訓練及び、利用者が日常生活を営む上での必要な援助を提供する。レクリエーション、カラオケ、ゲーム等の娯楽についても利用者が満足できるよう努力する。

介護予防は、運動器機能向上サービスを提供する。

付帯サービスとして、食事サービス・入浴サービス・送迎サービスを提供する。

(4) 訪問介護事業・介護予防訪問介護事業

・ サービスの内容

訪問介護計画に基づき在宅利用者の入浴、排泄、食事等の介助、及び身体介護、生活援助等の生活全般にわたる援助を行なう。

4. 職員・利用者について

(1) 職員配置計画

(ア) 介護老人福祉施設・短期入所生活介護事業

① 利用者定員 介護老人福祉施設 80名

短期入所生活介護 10名

② 職員配置（介護老人福祉施設・短期入所事業所兼務）

職 種	基準数	職 員 数	
		常 勤	非常勤
施設長	1	1（兼務）	0
事務員	—	0	1

生活相談員	1	1 (兼務)	0
介護支援専門員	1	2 (兼務)	0
介護職員	30	28	2
看護職員		4	0
医師	1	0	1
栄養士	1	1	0
調理員		5	0
機能訓練指導員	1	1	0

(イ) ケアハウス

① 利用者定員 50名

② 職員配置

職 種	基準数	職員数	
		常勤	非常勤
施設長	1	1 (兼務)	0
生活相談員	1	1 (兼務)	0
事務員	1	2 (兼務)	0
介護職員	2	2	0
栄養士	1	1	0
調理員		3	1

(ウ) 通所介護 (デイサービス)

① 利用者定員 35名

② 職員配置

職 種	基準数	職員数	
		常勤	非常勤
管理者	1	1 (兼務)	0
生活相談員	1	1	1
介護職員	5	0	12
看護職員	1	0	2
機能訓練員	1	0	1

(エ) 訪問介護 (ヘルパーステーション)

① 職員配置

職 種	基準数	職員数	
		常勤	非常勤

管理者	1	1 (兼務)	0
サービス提供責任者	1	1	0
訪問介護員	2.5	0	4

(オ) 居宅介護支援センター

① 職員配置

職 種	基準数	職 員 数	
		常 勤	非常勤
管理者	1	1 (兼務)	0
介護支援専門員	1	4	0

(カ) 地域包括支援センター

① 職員配置

職 種	基準数	職 員 数	
		常 勤	非常勤
管理者	1	1 (兼務)	0
保健師・看護師	1	1	0
社会福祉士	1	3	0
主任介護支援専門員	1	1	0

(キ) 生活困窮者に対する相談支援事業

① 職員配置

職 種	基準数	職 員 数	
		常 勤	非常勤
管理者	1	1 (兼務)	0
担当相談員	1	1 (兼務)	0

6. 年間行事計画 (予定)

(1) 本部

実施月	項 目
4 月	平成29年度新人職員入職式 平成28年度老人福祉施設入所者状況報告 平成28年度事業報告・会計決算書類作成
5 月	平成29年度軽費老人ホームサービスの提供に要する費用 補助金申請 平成28年度軽費老人ホームサービスの提供に要する費用 補助金実績報告

6月	指導台帳作成 理事会・評議員会・監査会開催 独立行政法人福祉医療機構借入金利子補助金申請 職員健康診断
12月	職員健康診断
2月	平成29年度軽費老人ホームサービスに要する費用変更申請作成
3月	理事会・評議員会 平成30年度事業計画・会計予算書作成 平成29年度補正予算作成
4～3月	介護保険報酬請求事務

(2) 居宅介護支援センター

実施月	予 定
4～3月	要介護認定訪問調査 居宅サービス計画（ケアプラン）作成・交付 居宅訪問・ケアプランの実施状況の把握 サービス提供表作成 サービス担当者会議開催

(3) 訪問介護事業所

実施月	予 定
4～3月	訪問介護計画作成 サービス担当者会議 訪問介護サービスの提供

(4) 地域包括支援センター

実施月	予 定
4～3月	総合相談支援業務 権利擁護業務 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務 介護予防ケアマネジメント業務 介護予防支援（ケアプラン作成）事業

(5) 生活困窮者に対する相談支援事業

実施月	予 定
4～3月	生活困窮者に対する支援業務

(6) 施設・通所事業所

月	介護老人福祉施設	ケアハウス	通所介護事業所
4	観桜会 誕生日会 ホーム喫茶	観桜会 音楽療法 誕生日会 園芸	観桜会 音楽療法 誕生日会 園芸
5	日帰り旅行 音楽療法 誕生日会 ホーム喫茶	ツツジ見物 誕生日会 菖蒲湯	青空ランチ 誕生日会 菖蒲湯
6	紫陽花祭り 会食 誕生日会 ホーム喫茶 消防訓練	音楽療法 誕生日会 食事バイキング 消防訓練	音楽療法 誕生日会 ミニ運動会 消防訓練
7	七夕まつり 音楽療法 誕生日会 ホーム喫茶 納涼祭	七夕まつり 誕生日会 納涼祭	七夕まつり 音楽療法 誕生日会 デザートバイキング 納涼祭
8	十五夜 誕生日会 ホーム喫茶	十五夜 誕生日会 音楽療法 ミニ運動会	十五夜 誕生日会 音楽療法
9	敬老会 ふれあい作品展 音楽療法 誕生日会 ホーム喫茶 家族懇談会	敬老会 ふれあい作品展 誕生日会	敬老会 ふれあい作品展 誕生日会
10	運動会 コスモス見物	運動会 コスモス見物	運動会 コスモス見物

	誕生日会 ショッピング ホーム喫茶	誕生日会 音楽療法	誕生日会 音楽療法 十三夜
11	音楽療法 消防訓練 誕生日会 ホーム喫茶 紅葉見学	誕生日会 消防訓練 バイキング 紅葉見学	誕生日会 消防訓練 紅葉見
12	クリスマス会 餅つき大会 誕生日会 ホーム喫茶	クリスマス会 音楽療法 誕生日会	クリスマス会 音楽療法 ゆず湯 誕生日会
1	新年祝賀会 初詣 音楽療法 誕生日会 ホーム喫茶 会食	新年祝賀会 誕生日会	新年祝賀会 誕生日会 書初め・福笑い メイク教室
2	節分 お楽しみ会 誕生日会 ホーム喫茶	節分 音楽療法 誕生日会	節分 音楽療法 誕生日会
3	入居者懇談会 ひな祭り 音楽療法 ホーム喫茶	ひな祭り 誕生日会	ひな祭り 誕生日会

5) 介護老人福祉施設の各委員会について

・運営・倫理委員会

各委員会を総括し、職員の日常業務や新人教育を行なう。また、行事等についても中心的な役割を負う。職員の専門性技術の向上に努める。

利用者全般についての日常生活について検討する。

今年度から職員倫理問題を検討する委員会としても審議する。

・処遇改善委員会

入居者に対する処遇計画及びケアプラン作成に対し生活相談員並びに介護支援専門員に情報提供すると共に、入居者が充実した生活ができるよう、問題点を討議する。

・介護事故発生予防委員会

ヒヤリ・ハット報告書の分析検討、事故報告書の分析検討を行ない施設内事故の軽減に努める。埼玉県から度々事故予防の通達が出されたことを認識し、職員指導をこまめに行ない、予見能力の向上に努める。

・身体拘束廃止委員会

身体拘束禁止の必要性を理解させると共に身体拘束ゼロに努める。

・褥瘡予防委員会

医師と連携し、入居者の褥瘡予防に対する研修・指導を行ない、職員の技術向上に努め、入居者が褥瘡にならないよう努力する。

・感染症食中毒対策検討委員会

施設内の衛生全般について医師と連携し、施設内の感染予防及び、食中毒対応に努める。職員の研修・指導を行ない、職員の技術向上に努める。インフルエンザ・ノロウイルス等の感染症予防を重点的に行なう。

・高齢者虐待防止委員会

入居者に対する虐待の予防及び研修勉強会を行なう。

・食事内容検討委員会

栄養士を中心として、利用者の栄養状態及び利用者への食事提供について検討する。

・環境美化委員会

居室の整理整頓・掃除などの監督、及び花壇・草花等の整備育成を行なう。

尚、職員は各委員会に所属し平成27年度活動をその都度決定し実行する。また、必要あれば、月例職員会議にて報告検討を行ない、職員間で意思統一を行なう。